

# 子育て・教育

このほかの記事は9面こうとうインフォメーションに掲載

## 江東区児童相談所基本計画(素案)パブリックコメント(意見募集)を実施

平成28年改正児童福祉法により、特別区で児童相談所の設置が可能になりました。本区でも児童相談所設置に向け、「江東区児童相談所基本計画(素案)」をまとめました。これに対する皆さんのご意見を募集します。基本計画(素案)の内容は区HPのほか、こうとう情報ステーション(区役所2階)、養育支援課(区役所8階1番)でも閲覧できます。寄せられたご意見や区の考え方は後日、区報、区HPで公開します。なお、ご意見に対する個別回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。



### 基本計画(素案)の概要

#### (1) 基本計画策定の目的・概要

令和5年10月に策定した「江東区児童相談所基本構想」に基づき、施設整備方針や動線・ゾーニング計画などを整理し、事業費や事業スケジュールについて示すことを目的とする。



#### (2) 児童相談所開設の基本的な考え方

- 児童福祉法の理念に基づき、こどもの最善の利益を確保すべく、区として児童相談所を設置する。
- 今まで都が担ってきた児童相談所と、区が担ってきたこども家庭センター機能や子ども家庭支援センターを区が一元的に担う。
- 各施設の持つ機能を相互補完的に最大限に活かし、緊密な連携が取れる組織として、虐待の未然防止から再発の防止、そして次の世代における虐待の予防まで幅広い相談や支援に対応していく。
- こども家庭センターと子ども家庭支援センターの機能を含めた複合施設として整備を行う。

#### (3) 施設整備方針

- 【開設年度】**令和12年度  
※ただし、令和9年度時点において、開設準備状況(人材確保状況等)を総合的に判断し、開設年度の最終判断を行う
- 【整備予定地】**  
潮見2-8-8
- 【基本コンセプト】**  
こどもの最善の利益を優先した明るく温かみのある空間の創出

### 意見の募集

**【閲覧・募集期間】**11月29日(金)まで

#### 【意見送付方法】

区HPまたはFAX・メールで①氏名②住所③年代④ご意見⑤区外在住で区内在勤・在学の方は勤務先名・学校名・所在地を記入し、区役所養育支援課児童相談所開設準備担当へ

※電話受付は行いません

※詳細は区HPをご覧ください



▲意見の募集について

#### 住民説明会の開催

区立児童相談所について住民説明会を実施します。

**日**11月9日(土)10:00~11:00

**場**えこっくる江東

**対**区内在住・在勤・在学の方等

**場**当日直接会場へ

※詳細は区HPからご確認ください



▲住民説明会



☎養育支援課児童相談所開設準備担当 ☎03-3647-9055 ☎03-3647-7534 ✉jidousoudan@city.koto.lg.jp

### ひとり親家庭等の方へ 養育費の取り決めに要したADR費用の助成がはじまります

裁判によらない話し合いでの解決手段であるADR(裁判外紛争解決手続)を養育費の取り決めに利用した場合、申立料・依頼料・和解成立手数料に相当する費用などを一部助成します。なお、公正証書作成手数料などの一部助成も引き続き行っています。

取り決め方法	補助の対象となる経費
公正証書 (強制執行認諾条項付きに限る)	公証役場に支払った公正証書作成手数料 (上限43,000円)
家庭裁判所の調停・裁判	調停手続き、裁判に要した以下の費用 ・収入印紙代 ・戸籍謄本等添付書類取得費用 ・連絡用の郵便切手代
ADR(裁判外紛争解決手続)	・ADRの申立料または依頼料に相当する費用、1回目の協議期日に係る費用(上限20,000円) ・ADRが成立した場合の、申立料または依頼料に相当する費用、協議期日、成立手数料に係る費用(上限30,000円) ※弁護士会やADR業者が用意する場所以外に係る賃借費用・交通費・その他実費は対象外 ※事業所が認証紛争解決事業者として法務大臣の認証を受けていること

※詳細については、区HPをご覧ください

☎区内在住のひとり親家庭等

☎生活応援課家庭相談係 ☎03-3647-7505 ☎03-3647-7522



### パパのハッピー子育て講座 育児を楽しむ秘訣&絵本と遊びの ワークショップ(全2回)

こどもとの絆を深めてよりよい関係を築きませんか。4児の父である講師から、こどもとの時間をもっと大切に、楽しくするための秘訣を学びます。パパ同士で子育てについて情報交換し、楽しく子育てする第一歩になる講座です。

**日**①12月15日(日)②12月22日(日)10:00~11:30(全2回)(開場9:30)

**場**男女共同参画推進センター

**対**3歳未満のこどもがいる父親

※①は1歳6か月未満のこども同伴可②は3歳未満のこどもを必ず同伴

**定**各30人(申込順)

**内**①乳幼児期のこどもへの接し方や、育児と仕事の両立に関する講義

②絵本の読み聞かせや父子でからだを使った遊び

**講**池田浩久(パパライフサポート代表)

**対**幼児(満1歳6か月~未就学児)各15人程度

※12月5日(木)までに要予約

**場**11月5日(火)9:00から区HP申込または

男女共同参画推進センターに電話・窓口で

☎03-5683-0341 ☎03-5683-0340

※手話通訳・要約筆記が必要な方は

12月5日(木)までに要予約

